

納期の特例に関する承認の申請書

		指定番号	
年 月 日 高根沢町長 様	申請者	住所又は所在地	〒
		(フリガナ)	
		氏名又は名称	
		代表者の職氏名	印
		(※)原則として、法人は記名押印してください。 法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は記名押印してください。	
		連絡先担当者氏名	
		電話番号	

地方税法第 321 条の 5 の 2 第 1 項 (法第 328 条の 5 第 3 項において準用する場合を含む。) 及び高根沢町町税条例第 46 条の 2、第 46 条の 3 の規定による町県民税特別徴収税額の納期の特例についての承認を受けたいので申請します。

納期の特例の適用を受けようとする税額		年 月分以降の納期に係る町県民税特別徴収税額			
申請日前 6 ヶ月間の月別の給与の支払を受ける者の数及び当該給与の金額の内訳	年 月	常時給与の支払いを受ける者		臨時に雇用している者	
		人員	給与の支給金額	人員	給与の支給金額
	年 月分	人	円	人	円
	年 月分				
	年 月分				
	年 月分				
	年 月分				
高根沢町に係る徴収金の滞納又は最近における著しい納付又は納入の遅延の事実	徴収金の種類	年度	期別	滞納等の額	
				円	
滞納等の事由					
申請日以前 1 年以内に納期の特例の承認を取消されたことの有無及び取消日	有 (年 月 日) 無				
備考					

記入例：6月分から納期の特例の適用を希望し、6月に申請する場合

		指定番号	〇〇〇〇〇		
令和〇〇年 6月 〇日 高根沢町長 様	申請者	住所又は所在地	〒〇〇〇〇-〇〇〇〇 栃木県塩谷郡高根沢町〇〇〇番地		
		(フリガナ) 氏名 又は名称	タカネザワブッサン 株式会社 高根沢物産		
		代表者の 職氏名	代表取締役 高根沢 太郎 印		
		(※)原則として、法人は記名押印してください。 法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は記名押印してください。			
		連絡先 担当者氏名	総務 鈴木 花子		
		電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇		
		地方税法第 321 条の 5 の 2 第 1 項 (法第 328 条の 5 第 3 項において準用する場合を含む。) 及び高根沢町町 税条例第 46 条の 2、第 46 条の 3 の規定による町県民税特別徴収税額の納期の特例についての承認を受けたい ので申請します。			
納期の特例の適用を受けようとする税額		令和〇年 6月分以降の納期に係る町県民税特別徴収税額			
申請日前6ヶ月間の 月別の給与の支払を 受ける者の数及び当 該給与の金額の内訳	年 月	常時給与の支払いを受ける者		臨時に雇用している者	
		人員	給与の支給金額	人員	給与の支給金額
	令和〇年 12月分	2人	2, 123, 000円	人	円
	令和〇年 1月分	2人	2, 123, 000	1	54, 000
	令和〇年 2月分	2人	2, 123, 000		
	令和〇年 3月分	2人	2, 123, 000		
	令和〇年 4月分	2人	2, 123, 000		
令和〇年 5月分	2人	2, 123, 000	1	54, 000	
高根沢町に係る徴収 金の滞納又は最近に おける著しい納付又 は納入の遅延の事実	徴収金の種類	年度	期別	滞納等の額	
				円	
滞納等の事由					
申請日以前1年以内に納期の特例の承認を 取消されたことの 有無及び取消日	有 (年 月 日) 無				
備考					

・申請書の書き方

- ① 指定番号がある場合のみ記入してください。(新規は空欄)
 - ②の欄には、住所又は所在地、氏名又は名称、代表者職氏名、特別徴収義務者指定番号及び連絡先担当者をそれぞれ記入し、代表者印を押してください。
 - ③の欄には、特例の開始を希望する年月を記入してください。
 - ④の欄には、申請の日前6ヶ月間の各月末の人員と各月の給与の支払金額(賞与等の臨時的給与の金額を含みます。)を記入してください。臨時に雇い入れた人がいるときは、臨時雇用者欄に記入してください。
 - ⑤の欄には、1年以内における納期の特例取り消しの有無、取り消しがあつた場合は、その年月日を記入してください。
- ※の欄は該当がある場合のみ記入してください。

申請についての注意事項

- (1) この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、給与の支払いを受ける者の人数が**常時10人未満**である必要があります。
※「常時10人未満」とは、常に10人に満たないということであつて、多忙な時期等において臨時に雇い入れた者があるような場合にはその人数を除きます。
- (2) (1) に該当する特別徴収義務者がこの特例の適用を受けようとする場合には、高根沢町長に申請し、その承認を受けなければなりません。
- (3) この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期間中に支払った給与及び退職手当等から特別徴収した税額をそれぞれ次に掲げる期限までに納入しなければなりません。

6月から11月までの支給分	12月10日まで
12月から翌年5月までの支給分	6月10日まで

※納期限が土、日、祝日の場合は、その翌営業日になります。
- (4) 納期の特例について承認を受けていた者は、その者から給与等の支払を受ける人が**常時10人以上となった場合**には、その旨を**遅滞なく高根沢町長に届け出なければなりません**。
- (5) 納期の特例は、その承認の通知が到達した日(その申請をした月の翌月末日までに高根沢町長承認や却下の通知がない場合には、その申請をした翌月末日)以後に法定納期限が到来する特別徴収に係る住民税について適用されますので、承認の通知が到達するまでは通常の例によりその給与を支払った日の属する月の翌月10日までに納入しなければなりません。
※滞納や著しい納入遅延があるような者については、この**特例の承認を受けられない**ことがあります。
また、この承認を受けても、滞納したり、納入遅延をきたしますとこの**特例の承認を取り消される**ことがありますから、特にご注意願います。